

## 【最近のトピックス(病院の情報システムと期中の診療報酬改定)】

- 病院の情報システムの刷新に係る方向性について
  - 診療報酬期中の改定(中医協の答申から)「医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し/入院時の食費基準額の見直し」
- なお、各種詳細は、厚生労働省HPに掲載の該当資料をご確認ください。

### 病院の情報システムの刷新に係る方向性について

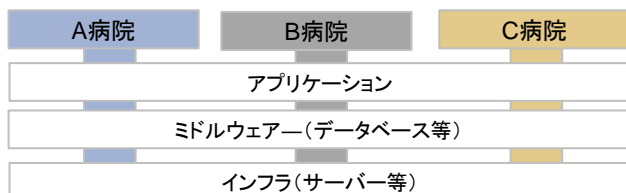
#### ● 現状・課題

- 少子高齢化の進展、医療費増加、担い手不足等の中で、より質が高く効率的な医療提供体制を構築していくには、医療DXを進め、医療情報の共有と利活用を推進することが必要。コロナ禍以降、病院経営は厳しい状況にあり、病院の情報システム(電子カルテ、レセコン、部門システム等)関連経費が増加し、病院経営を圧迫している
- これまで、病院では主にオンプレ型システムを採用。インフラ(サーバー等)やデータベース、アプリケーションを病院ごとに独自にカスタマイズした上に、大規模なシステム更改が必要になる。昨今の物価・人件費上昇の中で、システム関連費用の高騰につながっている
  - ※病院・ベンダーにおけるシステム人材確保も困難になってきている
- 電子処方箋等の医療DXの各取組の推進において、オンプレ型では、医療機関毎にシステム改修が発生し、生成AI等の最新技術やサービスを活用する上でも一定の制約がある
- オンプレ型システムでは、院内のサーバーのセキュリティ対応や多数の部門システムの外部接続点の確認等に関する病院側負担が大きく、セキュリティ面の脆弱性が解消できていない

#### ● 病院の情報システムの刷新に関する方針

- 現在のオンプレ型のシステムを刷新し、電子カルテ/レセコン/部門システムを一体的に、モダン技術を活用したクラウド型システムに移行する。目標:2030年までのできる限り早い時期に、希望する病院が導入できる環境を整備する
  - ※具体的には、複数病院で共同利用する方式や、クラウドのメリットを活かすためのマネージドサービスの活用を図る。また、医療従事者の負担軽減やより安全で質の高い医療につなげるべく、最新技術やサービスを活用しやすくするためのAPIの組み込み等を行う
  - ※画像等の一部の部門システム等で病院の判断でオンプレ型が残存する場合でも、標準化やセキュリティ対策の強化を図る
- 国がシステムの標準仕様を示し、その標準仕様に準拠した病院の情報システムを民間事業者が開発し、小規模病院やグループ病院等から段階的な普及を図る。この標準仕様を2025年度を目途に作成する
  - ※現在、小規模医療機関を中心に、共同利用型のクラウド型電子カルテが普及し始めているため、こうした製品の活用も図る
- 標準仕様に準拠した病院の情報システムは、インフラからアプリケーションまでを共同利用し、医療機関ごとに生じていた個別のカスタマイズを極力抑制する。これらにより、病院情報システム費用の低減・上昇抑制や病院ごとに生じていたシステム対応負荷の軽減を図る
  - ※複数病院で共同利用する際に、サイバー攻撃やシステム障害等による全面障害となる事態も想定し、システムの標準仕様を検討する
- 標準仕様に準拠したシステムへの円滑な移行のため、データ引継ぎの互換性の確保等を図る。また、医療DXサービス(電子カルテ情報共有サービス等)とのクラウド間連携を進める
- 上記と並行して、医薬品・検査等の標準コード・マスタ、並びにこれらの維持管理体制の整備を進め、現場における標準コード・マスタの利用の徹底を図る

＜インフラ～アプリケーションをクラウド化し  
複数病院(マルチテナント)で共同利用＞



#### 【標準仕様に盛り込む主要素例】

- 電子カルテ、レセコン、部門システムについて、マネージドサービス等のモダン技術の活用
- 医薬品、検査、処置等に関する標準マスターの組み込み
- 標準交換規約(API仕様を含む)を用いたデータ連携機能の組み込み
- データ引き継ぎの互換性を確保等

出所: 厚生労働省「病院の情報システムの刷新に係る方向性について」(2025/1/22)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

# SMBC日興メディカルニュース2025/2

## 医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し(※医科と改定点数のみ記載)

### 医療DX推進体制整備加算

令和7年4月～

- 医療DX推進体制整備加算 1(医科) 12点
  - 医療DX推進体制整備加算 2(医科) 11点
  - 医療DX推進体制整備加算 3(医科) 10点  
[施設基準(医科医療機関)](要旨)
  - (4)電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有している
  - 医療DX推進体制整備加算 4(医科) 10点
  - 医療DX推進体制整備加算 5(医科) 9点
  - 医療DX推進体制整備加算 6(医科) 8点  
[施設基準(医科医療機関)](要旨)
- (※)電子処方箋要件なし

### 在宅医療DX情報活用加算

令和7年4月～

- 在宅医療DX情報活用加算 1(医科) 11点  
[施設基準(医科医療機関)](要旨)
  - (4)電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有している
  - 在宅医療DX情報活用加算 2(医科) 9点  
[施設基準(医科医療機関)](要旨)
- (※)電子処方箋要件なし

### マイナ保険証利用率(注)利用率は通知で規定

適用時期	令和7年4～9月
利用率実績	令和7年1月～※2
加算1・4	<u>45%</u>
加算2・5	<u>30%</u>
加算3・6	<u>15%</u> ※1

※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」を「12%」とする

※2 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる

※3 令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年7月を目途に検討、設定

出所:厚生労働省・中協『答申について「医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し」(2025/1/29)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

## 入院時の食費基準額の見直し(1食当り20円の引き上げ)

【食事療養及び生活療養の費用額算定表】・・・【適用日:令和7年4月1日から適用】

### 第一 食事療養

#### 1 入院時食事療養(Ⅰ)(1食につき)

- (1) (2)以外の食事療養を行う場合 670円(現行) ⇒ 690円(改定案)
  - (2) 流動食のみを提供する場合 605円(現行) ⇒ 625円(改定案)
- 注(略)

#### 2 入院時食事療養(Ⅱ)(1食につき)

- (1) (2)以外の食事療養を行う場合 536円(現行) ⇒ 556円(改定案)
  - (2) 流動食のみを提供する場合 490円(現行) ⇒ 510円(改定案)
- 注(略)

### 第二 生活療養

#### 1 入院時生活療養(Ⅰ)

- (1) 健康保険法第63条2項2号イ、及び、高齢者の医療の確保に関する法律第64条2項第2号イに掲げる療養(以下「食事の提供たる療養」という。)(1食につき)
  - イ 口以外の食事の提供たる療養を行う場合 584円(現行) ⇒ 604円(改定案)
  - ロ 流動食のみを提供する場合 530円(現行) ⇒ 550円(改定案)

(2) (略) / 注(略)

#### 2 入院時生活療養(Ⅱ)

- (1) 食事の提供たる療養(1食につき) 450円(現行) ⇒ 470円(改定案)
- (2) (略) / 注(略)

出所:厚生労働省・中協『答申について(期中改定分)「個別改定項目について①入院時の食費基準額の見直し」(2025/1/29)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点で施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します

## 金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オフリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く)の場合は約定代金に対して最大1.265%(ただし、最低手数料5,500円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大3.30%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.64%の信託報酬(または運用管理費用)およびその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、  
一般社団法人日本STO協会

(2023年9月30日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future